



2024年1月17日

各 位

会 社 名 株式会社キ ャ ン デ ィ ル
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 林 晃 生
(コード番号：1446 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取 締 役 (管 理 管 掌) 藤 原 泉
(TEL. 03-6862-1701)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2024年1月17日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年2月16日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 21,800株
(3) 処分価額	1株につき584円
(4) 処分総額	12,731,200円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	当社グループの取締役及び執行役員 16名 21,800株

2. 本処分の目的及び理由

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しており、そのなかで非金銭報酬等は譲渡制限付株式報酬とし、業務執行取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての目的を踏まえ、相当と考えられる金額として、年額4千万円以内とし、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において定めるものとしております。

また、当社は2021年12月24日開催の当社第8回定時株主総会において、譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」といいます。）とし、業務執行取締役に支給する金銭報酬債権の総額は年額4千万円以内とすること、及び発行又は処分される当社の普通株式の総数は年50,000株を上限とすること等につきご承認をいただいております。

以上の取締役会決議による方針及び株主総会決議に基づき、当社は、2024年1月17日開催の取締役会において、当社取締役2名、子会社取締役8名、当社執行役員4名及び子会社執行役員2名の合計16名（以下「対象役員」といいます。）に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象役員の職責の範囲等を勘案し、金銭報酬債権として合計12,731,200円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）を支給することとしたうえで、本金銭報酬債権を全額現物出資財産とすることにより当社の普通株式21,800株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

3. 本割当契約の概要

本自己株式処分に伴い、当社と対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりであります。

(1) 譲渡制限期間

本割当株式の割当を受けた当社及び子会社の取締役は払込期日から 2054 年 2 月 15 日までの間、当社及び子会社の執行役員は払込期日から 2027 年 2 月 15 日までの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）は、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象役員が、本譲渡制限期間中、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役員又は従業員のいずれかの地位（以下「役職等の地位」といいます。）にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除いたします。ただし、対象役員が、本譲渡制限期間中に、死亡その他当社取締役会が正当と認める理由により役職等の地位から退任又は退職したと認めた場合に限り、当社取締役会が別途決定した時点で譲渡制限を解除いたしますが、当該退任又は退職が 2025 年 1 月 1 日以前の場合には 2025 年 1 月 1 日を解除時点といたします。

(3) 当社による無償取得

当社は、本譲渡制限期間満了時点又は上記「3. 本割当契約の概要 (2) 譲渡制限の解除条件」で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除いたします。ただし、当該組織再編等効力発生日の前営業日が 2025 年 1 月 1 日以前である場合には、本株式の全部について譲渡制限は解除されず、当社が無償取得いたします。

(5) 株式の管理

本割当株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象役員が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理いたします。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、対象役員が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結しております。

4. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき支給された金銭債権を出資財産として行われるものであります。

処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2024年1月16日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である584円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであり、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上